

第三章 契約内容への行政の関与

第一節 私的自治に対する修正

1. 契約自由の原則

民法には「何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができる。」と書かれている[民 521①]。続けて、「契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる。」とも書いてある[民 521②]。これをそれぞれ「契約締結の自由」、「契約内容の自由」と呼ぶ。また、契約は当事者間の「申込み」と「承諾」があれば成立し、原則として書面の作成その他の方式の具備を要しないこととされ[民 522]、こちらは「契約方式の自由」などと呼ばれている。社会生活の中で法が発達し、人権の意識が高まる中で近代法の原則として確立されたとされる私法に関する原則がいくつかあるが、一連の契約自由の原則はその一つである⁶¹。契約の相手方を誰にするのか、その方式を書面にするのか口頭にするのかも含め、私法に関する取り決めは、法令の強行規定や公序良俗に反しない限り当事者の自治に任せるといっているので「私的自治の原則」と呼ばれることもある。



【コラム】強行規定と任意規定

強行規定とは、当事者が何と言おうと守らせるという趣旨の表現で書かれた規定であり、例えば利息制限法に定める利率を超える利率を契約書に定めたら「超過部分について、無効とする。」と書かれているので[利息制限法 1]、これを上回る法外な利率が記載された借用書に捺印しても、返済するときは利息制限法に書かれた利息しか支払う義務はないし、超過部分について債権者がこれを取り立てようとしても裁判所は助けてくれない。これに対し、このような公の秩序に関しない規定を「任意規定」という。任意規定については、法律に一応定めがあるものの当事者が別の約束をしたらそちらが優先することとされている[民 91]。例えば、契約が守られなかったときの損害賠償について民法は「債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。」と定めるが[民 416①]、もし契約書に「一切の損害について賠償する」と書いてあったら、民法よりも契約書が優先して、通常でない損害まで視野に入れて賠償を論じることになる。一例を挙げれば、自動車を購入したら約束の日までに納品がなく、遅れた日数分はレンタカーを借りざるを得なかったのでその代金を賠償せよというのは通常の損害として認められるだろう。これに対し、納品日のあたりでその車種が急に人気の上

⁶¹ 他に、所有権絶対の原則などが挙げられる。